

平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画(令和4年度～令和7年度)
事業評価について

令和4年6月に策定した「平塚市バリアフリー基本構想に基づく事業計画」について、事業期間が令和7年度までであることから、最終年度である令和7年度末時点での事業評価を以下の4段階で整理しました。

事業評価の段階

<達 成>

完 了:事業量に明確な数量が記載されていて、令和7年度末に完了した事業

実 施:事業量に明確な数量が記載されていない(随時等)が、事業期間中に実施した事業

<未達成>

一部完了:事業量に明確な数量が記載されていて、事業期間中に実施したが完了していない事業

未 着 手:事業量に明確な数量が記載されているが、事業期間中に実施していない事業

1 事業別の評価結果

【公共交通特定事業】

	事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画 (事業期間：R8～ R12)への継続
			達成		未達成		
			完了	実施	一部完了	未着手	
鉄道事業	定期的なバリアフリー設備の点検	年12回	○				継 続
	バリアフリーやサービスについての勉強会等	毎年	○				
	サービス介助士の資格取得の推進	毎年	○				
バス事業	ノンステップバスの導入	14両	○				
	利用環境の向上	随時		○			
	社員教育の実施	年1回以上	○				
タクシー事業	UD タクシーの導入	31台	○				
	情報の共有、各社の連携	随時		○			
	乗務員教育の実施	年12回	○				

●事業期間中の主な事業

・ノンステップバスの導入:計14両導入(神奈川中央交通株式会社)

単位:両



内訳	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2	2※	5※	5※

※ノンステップ型電気バス

・ユニバーサルデザインタクシーの導入:計45台導入(市内タクシー事業者)

単位:台



内訳	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	2	4	13	26

【道路特定事業】

経路番号・路線名			事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画
					達成		未達成		(事業期間：R8～
					完了	実施	一部完了	未着手	R12)への継続
国道	1	国道 1 号	交差点部の バリアフリー化	一式				○	継続
			歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
県道	2	県道 61 号	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
	3	県道 606 号	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
	4	県道 607 号	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
	5	県道 608号	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			

経路番号・路線名			事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画 (事業期間：R8～ R12)への継続	
					達成		未達成			
					完了	実施	一部完了	未着手		
市道	6	駅前大通り線 (幹道 31 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			継続	
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	7	駅前通り線 (幹道47号)	視覚障害者誘導用 ブロック配置	110m	○				—	
			歩道の適切な維持管理	随時		○				継続
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	8	南町通 東浅間線 (幹道34号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			継続	
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	9	海岸南中線 (幹道43号)	巻き込み部改修	14箇所	○				—	
			視覚障害者誘導用 ブロック改修 (配置不足、ブロック無)	655m	○					—
			歩道の適切な維持管理	随時		○				
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	10	宝町通線 (幹道30号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			継続	
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	11	南町通り線 (幹道32号)	歩道の適切な維持管理	随時		○				
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○				
	12	東海道 本通り線 (幹道29号)	歩道の適切な維持管理	随時		○				
不法占用物に対する 指導及び撤去			随時		○					
13	後谷八幡裏線 (幹道 28 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○					
		不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○					
14	浅間町南原線 (幹道 20 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			継続		
		不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○					

経路番号・路線名			事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画 (事業期間：R8～ R12)への継続
					達成		未達成		
					完了	実施	一部完了	未着手	
市道	15	浅間町3号線	歩道の適切な維持管理	随時		○			継続
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
	16	平塚駅花水線 (幹道 35 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	17	八重咲町 袖ヶ浜線 (幹道 21 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	18	須賀久領 平塚中学校線 (幹道 38 号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	19	三島神社 後谷線 (幹道36号)	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			歩道の適切な維持管理 (踏切道内視覚障害者 誘導表示設置)	80m	○				—
			不法占用物に対する 指導及び撤去	随時		○			
	20	追分7号線	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	21	天沼宮松町線	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	22	見附町6号線	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
	23	見附町7号線	歩道の適切な維持管理	随時		○			
			不法占用物に対する指 導及び撤去	随時		○			
継続									

●事業期間中の主な事業(市道路整備課)

・経路番号7 駅前通り線

視覚障害者誘導用
ブロック配置
(令和6年度実施)

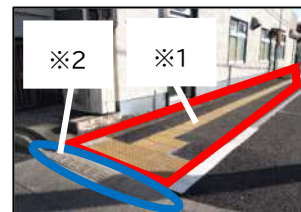
→



・経路番号9 海岸南中線

視覚障害者誘導用ブロック改修(※1)
及び巻き込み部改修(※2)
(令和4年度～令和7年度実施)

→



・経路番号 19 三島神社後谷線
(須馬踏切)

視覚障害者誘導表示設置
(令和7年度実施)

→



【都市公園特定事業】

公園名	事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画
			達成		未達成		(事業期間：R8～ R12)への継続
			完了	実施	一部完了	未着手	
平塚市 総合公園	園内の適切な維持管理	随時		○			継続
湘南海岸 公園	園内の適切な維持管理	随時		○			

●事業期間中の主な事業

○平塚市総合公園(市総合公園課)

・南第1駐車場の一部スロープ化(令和4年度実施)



・園路の一部再舗装(不陸解消)(令和4年度～令和7年度実施)



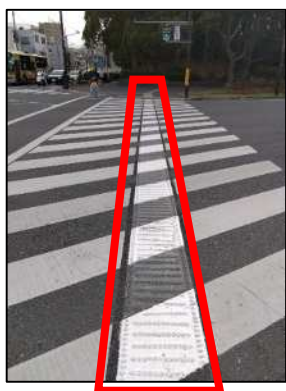
【交通安全特定事業】(平塚警察)

事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画 (事業期間：R8～ R12)への継続
		達成		未達成		
		完了	実施	一部完了	未着手	
交通安全施設の点検・補修	随時		○			継続
違法駐車追放強化期間の実施	年2回	○				
交通マナー向上のための広報、 啓発活動の実施	随時		○			

●事業期間中の主な事業

- ・エスコートゾーンの設置

(設置箇所：平塚市役所前交差点(R7)、平塚盲学校前横断歩道(R7))



(平塚市役所前交差点)

- ・高度化 PICS の設置(R6.3 運用開始)

(設置箇所：平塚ろう学校前交差点、平塚盲学校前交差点、平塚市役所前交差点、江陽中学校北交差点、市役所北交差点、県合同庁舎前交差点)



(平塚市役所前交差点 信号機付近)



出典：神奈川県警察ウェブサイト

(https://www.police.pref.kanagawa.jp/kotsu/kotsu_kisei/mesf1068.html)

【教育啓発特定事業】

事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画 (事業期間：R8～ R12)への継続
		達成		未達成		
		完了	実施	一部達成	未着手	
福祉教育の推進	小中 44 校	○				継続
疑似・点字・誘導・手話体験	年 90 回	○				
ボランティア研修の実施	年 3 回	○				
パネル展の開催	年3回	○				
福祉ショップ「ありがとう」を通じた 取組み	通年	○				
冊子等を活用した周知・啓発	通年	○				
生活関連経路の巡回指導、 啓発パンフレットの配布	年 1 回	○				
活動事例の紹介及び取組依頼 (商店会の会合等にて、心のバリアフ リーに関する啓発チラシを配布)	年 1 回	○				
生活関連施設等の バリアフリー情報の発信 (市ウェブサイト ひらつかわくわくマップ)	37施設		○			
バリアフリーマップの更新	随時		○			

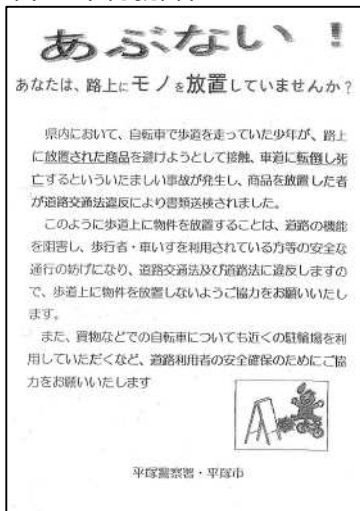
●事業期間中の主な事業

・啓発チラシの配布

(市商業観光課)



(市土木総務課)



・ひらつかバリアフリーマップの更新

(市交通政策課)



【その他の事業】

項目	事業計画	事業量	事業評価				特定事業計画
			達成		未達成		(事業期間：R8～R12)
			完了	実施	一部達成	未着手	への継続
平塚駅周 辺の移動 円滑化	施設管理者との協議	年1回	○				継続
	北口と南口を結ぶ歩行 空間の確保についての 協議	年1回	○				「平塚駅南口駅前広場の 改修」に事業変更し、 継続
	北口と西口を結ぶ歩行 空間の確保についての 協議	年1回	○				
	案内情報施設の設置に についての協議	年1回	○				継続
平塚駅周 辺の駐輪 対策	自転車等駐輪場の整備	一式		○			
	自転車利用マナーアップ キャンペーンの実施	年7回	○				
	放置自転車の撤去	随時		○			
歩行者の 安全対策	生活関連経路における 自転車走行環境整備	2.5km			○		
公 共 サ イ ン	駅周辺公共施設等案内 サインの設置	7箇所				○	
	駅周辺公共施設等案内 サインの修繕	適宜		○			

●事業期間中の主な事業

・自転車利用マナーアップキャンペーンの実施(市交通政策課)



(市内高校でのキャンペーン)



(市内商業施設でのキャンペーン(自転車無料点検))

・生活関連経路における自転車走行環境整備(市交通政策課)



(法定外路面表示(矢羽根)の整備)

<整備路線一覧>

令和4年度整備

なし

令和5年度整備

生活関連経路 13 後谷八幡裏線 約 0.3km

生活関連経路 14 浅間町南原線 約 0.2km

令和6年度整備

生活関連経路 2 県道 61 号(平塚伊勢原) 約 0.4km

生活関連経路 7 駅前通り線 約 0.6km

令和7年度整備

生活関連経路 15 浅間町3号線 約 0.4km

生活関連経路 21 天沼宮松町線 約 0.5km

合計 約 2.4km

2 今後について

次期特定事業計画(令和8年4月策定、事業期間:令和8年度~令和12年度)(以下、「特定事業計画」)の策定に向け、現事業計画から特定事業計画に継続移行する事業については、国バリアフリー法に基づく基本方針における次期整備目標を踏まえ、各事業者にて個別のヒアリングを実施し、適宜事業内容の見直しをしました。

また、生活関連経路において総点検を実施し、バリアフリー整備(視覚障害者用誘導ブロックの設置・改修等)が必要な箇所について、新たに特定事業計画に追加しました。

新規追加事業(一例)



横断歩道への視覚障害者用誘導ブロック設置が必要な箇所
(生活関連経路5 県道 608 号)



視覚障害者用誘導ブロック改修が必要な箇所
(生活関連経路 14 浅間町南原線)

引き続き、特定事業計画に基づいた事業の実施について、「平塚市バリアフリー推進協議会」の中で随時事業の進捗状況を確認し、各事業者との連携強化と事業の円滑な推進を図ってまいります。

以 上